

<p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>(県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>デジタル推進課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第三十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第三条第四項第一号中「第二十四号」を「次項第二十四号」に改め、同項第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第五項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）」に、「第八条第一号」を「第十五条第一号」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第二号中「第八条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同項第三号中「第十一条第一号」を「第二十条第一号」に改め、同項第四号中「第十一条第二号」を「第二十条第二号又は第三号」に改め、同項第五号中「第十一条第四号」を「第二十条第四号」に改め、「児童福祉法施行規則」の下に（昭和二十三年厚生省令第十一号）を加え、同項第六号中「第十二条第一号」を「第二十二条第一号」に改め、同項第七号中「第十二条第三号」を「第二十二条第三号」に改め、同項第八号中「第十二条第四号」を「第二十二条第四号」に改め、同項第九号中「第十二条第六号」を「第二十二条第六号」に改め、同項第十号中「第十二条第八号」を「第二十二条第八号」に、「の扶養義務者」を「同一の世帯に属する者」に改め、同項第十一号中「第十七条」を「第四十二条」に改め、同項第十二号中「第十九条各号」を「第四十四条各号」に、「同法第五十五条の四第一項」を「生活保護法第五十五条の四第一項」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「外国人進学準備給付金関係情報」を「外国人進学・就職準備給付金関係情報」に改め、同項第十三号中「第二十一条第二号、第十号、第十一号又は第十三号から第十五号まで」を「第五十一条第二号、第九号、第十号又は第十二号から第十四号まで」に改め、同項第十四号中「第二十二条第二号」を「第五十五条第二号」に改め、同項第十五号中「第二十二条第三号」を「第五十五条第三号」に改め、同項第十六号中「第二十二条第四号」を「第五十五条第四号」に改め、同項第十七号中「第二十二条第五号」を「第五十五条第五号」に改め、同項第十八号中「第二十二条第六号」を「第五十五条第六号」に改め、同項第十九号中「第二十二条第八号」を「第五十五条第八号」に改め、同項第二十号中「第二十二条第十号」を「第五十五条第十号」に改め、同項第二十一号中「第二十二条第十一号」を「第五十五条第十一号」に改め、同項第二十二号中「第二十八条第一号」を「第七十八条第一号」に改め、同項第二十三号中「第三十五条各号」を「第九十一条」に改め、同項第二十四号中「第四十四条各号」を「第二百二十七条各号」に改め、同項第二十五号中「第五十五条第一号」を「第四百四十六条第一号」に改め、

同項第二十六号中「第五十五条第六号」を「第四百四十六条第六号」に改め、同項第二十七号中「第五十五条第七号」を「第四百四十六条第七号」に改め、同項第二十八号中「第五十五条第九号」を「第四百四十六条第九号」に改め、同項第二十九号中「第五十五条第十号」を「第四百四十六条第十号」に改め、同項第三十号中「第五十五条第十一号」を「第四百四十六条第十一号」に、「又は」を「又は当該届出に係る」に改め、同項第三十一号中「第五十八条第一号」を「第一百五十三条第一号」に、「高等学校等就学支援金（就学支援金をいう。次条第四項第一号ロにおいて同じ。）」を「規定による就学支援金」に、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の」を「同法第三条第二項第三号に規定する」に改め、同項第三十二号中「第五十八条第二号」を「第一百五十三条第二号」に改め、同項第三十三号中「第五十九条の三第一号」を「第六十条第一号」に改め、同項第三十四号中「第五十九条の三第二号」を「第六十条第二号」に改める。

第四条第一項中「第四十四条各号」を「第二百二十七条各号」に改め、同項第一号中「第四十四条第一号ナ」を「第二百二十七条第一号ウ」に改め、同項第二号中「第四十四条第一号ラ」を「第二百二十七条第一号キ」に改め、同条第二項中「第十九条各号」を「第四十四条各号」に改め、同項第一号中「第十九条第一号ナ」を「第四十四条第一号ウ」に改め、同項第二号中「第十九条第一号ナ」を「第四十四条第一号キ」に改め、同条第三項第一号中「第十九条第一号ナ」を「第四十四条第一号ウ」に改め、同項第二号中「第十九条第一号ラ」を「第四十四条第一号キ」に改め、同条第四項第一号中「第五十八条第一号に」を「第一百五十三条第一号に」に改め、同号イ中「第五十八条第一号イ」を「第一百五十三条第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十八条第二号に」を「第一百五十三条第二号に」に改め、同号イ中「第五十八条第二号イ」を「第一百五十三条第二号イ」に改め、同条第五項中「第二十三条第二号に」を「第六十一条第二号に」に改め、同項第一号中「第二十三条第二号イ」を「第六十一条第二号イ」に改め、同条第六項第一号中「第二十三条第二号イ」を「第六十一条第二号イ」に改め、同条第七項中「第二十四条に」を「第六十五条に」に改め、同項第一号中「第二十四条第一号」を「第六十五条第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。